

【重要】修学支援新制度の留意事項について

下記のとおり修学支援新制度に関する留意事項を周知致します。正確にご理解頂き、出願機会を逸することが無いようご注意ください。

記

①扶養する子等の判定

春学期は2023年12月31日時点(秋学期は2024年12月31日時点)において、生計維持者が扶養していた子等に該当する者の数を確認します。従って、学生本人を含めて兄弟姉妹が3人で、2025年度の春から社会人になって扶養から外れる(もしくは今年の春から社会人になって扶養から外れている)場合でも、多子世帯に該当する可能性があります。また、2023年12月31日以降、新たに出生した子がいる場合は「扶養する子等」の数に加算することができます。該当する場合は出願時に当該状況をお伝えください。

②子の定義

修学支援新制度における扶養する子等とは、「生計維持者の子」や「扶養している生計維持者よりも年長でなく、尊属でもない人」になります。生計維持者の子(実子・養子)に加え、生計維持者の年下の親族を扶養している場合も対象となります。なお、生計維持者の配偶者は年齢関係なく「扶養する子等」に含みません。

③本人(学生)の扶養

申請する学生本人が①に記載の扶養する子等の判定日で生計維持者に扶養されていない場合は、多子世帯支援の対象外となります。修学支援新制度(多子世帯支援を除く)は、扶養の有無ではなく、生計維持者及び学生本人の収入状況等で判定を行います。

④資産基準の緩和(変更)

2025年度より資産の基準が変更となっております。授業料減免(多子世帯)は、あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること、授業料減免(多子世帯以外)及び給付奨学金については、あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。